

条件付一般競争入札公告

人吉市公告第 11 号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので公告します。

令和 5 年 1 月 16 日

人吉市長 松岡 隼人

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 市庁舎別館移転業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務場所 別紙市庁舎別館移転業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとお
り
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 5 月 31 日（水）まで
ただし、市庁舎別館改修事業の進捗状況によっては、変更となる場
合もある。
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとお
- (5) 予定価格 非公表
- (6) 最低制限価格 なし
- (7) 入札保証金 見積金額の 100 分の 5 以上
- (8) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 以上
- (9) その他

ア この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査方式による入札である。

イ この入札は、郵便入札とする。

ウ 入札書に記載する金額は、移転業務に関する総額（諸経費及び消費税等全て含んだ
額）とする。

エ 入札参加者が 1 者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「競争参加資格」という。）

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に対応できる一般貨物自動車運送事
業許可を取得していること。
- (2) 国土交通省に届出済みの標準貨物自動車運送約款（国土交通省告示第 321 号）を有
している者であること。
- (3) 過去 5 年の間に国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに
準じる者として市長が特に定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以
上にわたって契約し、かつ、これらすべて誠実に履行した者であり、落札の際は、この
入札に係る契約を確実に締結する者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の

4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (5) 政令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の認定手続を完了している者であること。
- (7) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)の場合については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、もう一方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、もう一方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 次のいずれかに該当する者（政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。

ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団員が実質的に運営している者

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

- (11) 公告の日から18に記載する開札の日までの間に、本市から競争入札参加資格者指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札・契約担当部署（書類提出先）（以下「担当部署」という。）

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7-1

人吉市総務部行財政改革課施設マネジメント係

電話：0966-22-2111（内線3231・3232）

FAX：0966-24-7869

メールアドレス：gyouzaiseikaikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

4 提出書類等

（1）競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「競争参加申請書」という。）

イ 一般貨物自動車運送事業許可書（写し）及び国土交通省に届出済みの標準貨物自動車運送約款（写し）

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

エ 財務諸表（申請の直近における決算に係る貸借対照表及び損益計算書）

オ 印鑑登録証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

カ 使用印鑑届（様式第2号）

キ 委任状（様式第3号）（入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合）

ク 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の滞納の税額がないことの証明の写し（「その3の3」申請日の前3か月以内に発行されたもの）

ケ 市税の滞納の税額がないことの証明の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

※人吉市に納税義務がない場合は、所在地の滞納の税額がないことの証明の写し

コ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式第4号）

サ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）

シ 業務実績調書（過去5年以内（平成29年度～令和3年度）に完了した業務又は類似の事業に係る業務を元請として受託した実績について、一覧表及び個表に必要事項を記載すること。また、記載内容が確認できる履行証明書、又は契約書及び概要を確認できる仕様書の写しを添付すること。）（様式第6号、様式第6号つづき）

ス 予定統括責任者の経歴及び予定統括責任者の業務実績個表（様式第7号、様式第7号つづき）

（2）提出書類、仕様書等は、市ホームページからダウンロードし入手すること。

（3）提出方法

上記（1）に掲げる書類（以下「競争参加申請書等」という。）は、3に記載する担当部署に、直接持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。提出期限必着）により提出すること。

（4）提出期限

18に記載する期間・期日等

なお、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

(5) 辞退

競争参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第8号）を提出すること。

(6) その他

ア 競争参加申請書等を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができず、また落札者として決定されない。

イ 競争参加申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 競争参加申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における競争参加申請書等の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

オ 競争参加申請書等に虚偽の記載をした場合においては、人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

カ 競争参加申請書の提出後に競争参加資格を満たさなくなったときは、直ちにその旨の申し出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申し出なかったときは、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

キ 市は、競争参加申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

5 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加申請書等の提出期限日をもって行うものとする。結果については、18に記載する期日までに「条件付一般競争参加資格審査通知書」を電話連絡し、原本は同日に郵送にて発送する。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、市長に対しその理由について書面（様式は任意）を提出することにより説明を求めることができる。その場合、18に記載する期間内に3に記載する担当部署へ、直接持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。提出期限必着）により提出すること。

(2) 説明要求に対する回答は、18に記載する日までに書面により回答する。

7 入札に関する質問及び回答

(1) 入札公告及び仕様書に対する質問がある場合は、質問書（様式第11号）により、18に記載する期間中、3に記載する担当部署へファックス又は電子メールで提出すること。

なお、送信後、担当部署に電話し到着を確認すること。

(2) 当該質問に対する回答は、18に記載する期間中、人吉市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）により閲覧に供する。

8 仕様書の閲覧

仕様書は、18に記載する期間中、市ホームページにより閲覧に供す。

9 入札及び開札

(1) 競争参加資格を確認されたものは、開札日（再入札開札日）の前日17時までに3に記載する担当部署へ入札書及び入札金額内訳書（以下「入札書等」という。）を書留郵便又はレターパックプラスにより郵送すること。

ア 郵送料は入札者の負担とする。

イ 一旦郵送した入札書等の差替え及び再提出は認めない。

ウ 郵便局から交付される差出控えは、開札が終了するまで保管すること。

エ 入札書等を期限までに適切に提出しない者は、当該競争入札に参加することができない。

(2) 郵便による入札における封筒及び入札書の記載に当たっては次の方法による。

ア 入札書に記載する日付は、18に記載する開札日の日付とする。

イ 封筒は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札書1枚と入札金額内訳書1部を封入し、中封筒の表に件名、開札日時、入札者の住所、会社名、代表者（入札事務の権限を委任している場合は受任者。以下「代表者等」という。）名を記入、押印（裏面割り印）を行う。

ウ 郵便入札後において、開札執行までに辞退届を提出すれば入札辞退を認めるものとする。

(3) 本入札は郵便入札であるため、代理人の入札は認めない。代表者等によるものに限る。

(4) 入札参加者は、仕様書及び別紙契約書（案）を熟知の上、入札に参加すること。

(5) 入札参加者は、市ホームページに掲載している所定の入札書（様式第9号）を使用すること。

(6) 開札は、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

10 入札金額内訳書

(1) 入札金額の算定基礎として、入札金額内訳書を作成すること。

(2) 入札金額内訳書は様式第10号を参考とし、作成すること。

(3) 入札金額内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。

(4) 入札書と入札金額内訳書の割り印は不要であるが、入札金額内訳書についても会社名が分かるよう記載及び押印すること。また、入札金額内訳書が複数ページになる場合は、左上をホッチキス止め又はのり付けし、見開き部分に契印（割り印）を押すこと。

(5) 入札金額内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。また、入札金額内訳書等に不備等がある場合も無効となることがあるので注意すること。

11 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。また、その決定に対し、入札参加者は異議を申し立てることができない。もし、取りやめ等なった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する不正な行為と認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (4) 公正に疑うに足る相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

1 2 入札の無効

次のいずれかに当てはまる入札は無効とする。

- (1) 競争参加資格のない者のした入札
- (2) 代表者等以外の記名押印がなされた入札
- (3) 当該競争入札について不正行為を行った者がした入札
- (4) 18 に記載する入札書等の提出期限内になされなかった入札
- (5) 中封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
- (6) 中封筒に記載された件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者が相違する入札
- (7) 中封筒に入札書を 2 枚以上入れた入札
- (8) 記名、押印を欠く入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (12) 次の入札金額内訳書を提出した者
 - ア 入札書の金額と一致しないもの
 - イ 見積もった移転業務金額合計から一括等で割引きを行っているもの
 - ウ 記載すべき項目についての記載がないもの
 - エ その他見積もった内容に誤りがあるもの
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 落札者の決定

- (1) 人吉市契約規則（昭和 39 年人吉市規則第 4 号）第 16 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 1 回目の入札で落札者が決定しないときは、日時を改めて再度の入札を行う。この場合において、本市は、入札者に対し再度の入札を行う旨を直ちに連絡するものとする。なお、再度の入札は、9 に記載する入札及び開札により 1 回（初度の入札と合わせて 2

回)のみ行うが、再度の入札において初度の入札の最低価格以上の入札をした者の入札は、無効とする。

(3) 予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、入札を終了する。

(4) 落札となるべき同価格の入札をした者が複数いる場合は、開札後速やかにその旨を連絡し、後日当該入札者にくじを引かせることにより落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて本件入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

1.4 入札方法

(1) 入札書に記載する金額は、各社において見積もった移転業務における総価を入札金額とする。

(2) 入札書等は、諸経費及び消費税等すべて含んだ金額を記載すること。

1.5 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく落札者に電話で連絡を行い、後日市ホームページにて公表する。

1.6 契約書の作成

落札者は、契約書(案)の詳細な内容について直ちに本市と協議を行い、契約書を速やかに作成するものとし、落札決定後7日以内に契約書及び事務連絡責任者届(様式12)を3に記載する担当部署へ提出すること。契約書に定める契約金額は、入札書に記載した総価とする。

1.7 支払条件

本業務の委託料については、本業務完了後、一括して支払うこととする。

1.8 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
仕様書等の閲覧	入札公告の日から 令和5年2月16日(木)まで	市ホームページによる。
競争参加申請書等の提出	入札公告の日から 令和5年2月3日(金)午後5時まで	持参又は郵送(書留郵便又はレターパックプラスに限る。)による。
競争参加資格確認通知	令和5年2月8日(水)まで (予定)	電話連絡後、書面により通知する。
競争参加資格がないと認めた理由の説明要求	競争参加資格確認通知の日から 令和5年2月10日(金)午後5時まで	持参又は郵送(書留郵便又はレターパックプラスに限る。)による。
上記要求に対する回答	令和5年2月15日(水)まで	書面により回答する。

質問書の提出	入札公告の日から 令和5年2月10日（金）午後5時 まで	FAX又は電子メールによること。
質問に対する回答の閲覧	令和5年2月13日（月）までに、 適宜回答を作成し、令和5年2月1 6日（木）まで閲覧に供する。	市ホームページに掲載する。
入札書等の提出	競争参加資格確認通知の日から 令和5年2月16日（木）まで	郵送（書留郵便に限る。）による。 提出期限 令和5年2月16日午後5時
入札及び開札日時	令和5年2月17日（金） 午前10時から	人吉市役所本庁舎3階 304中会議室
入札書等の提出 （再入札の場合）	令和5年2月20日（月）から 令和5年2月27日（月）まで	郵送（書留郵便に限る。）による。 提出期限 令和5年2月27日午後5時
入札及び開札日時 （再入札の場合）	令和5年2月28日（火） 午前10時から	人吉市役所本庁舎3階 304中会議室

19 その他

- （1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）この入札公告に記載する日時、日数、期間については、人吉市の休日を定める条例（平成2年人吉市条例第46号）第1条に規定する市の休日を含まず、午前9時から午後5時までとする。
- （3）競争入札に参加する者は、人吉市契約規則を遵守し、仕様書等を熟覧の上、入札すること。
- （4）競争参加申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （5）本入札公告は、入札説明書を兼ねる。